

認可保育施設整備の手引

富士見市における認可保育施設の整備について

1 保育施設（保育所、認定こども園、小規模保育施設等）とは

保育施設とは、保護者が働いていたり、病気などのために家庭において保育が困難であるお子さんを、保護者に代わって保育することを目的とする児童福祉施設です。富士見市に認可保育施設を設置する場合、児童福祉法第 35 条の規定により、埼玉県知事等の認可が必要となりますが、認可の申請は富士見市を通じて行いますので、設置を計画する場合は「富士見市子ども未来部保育課保育係」にご提案ください。

なお、ご提案は、この手引き及び参考資料をご覧になった上で、電話でご連絡ください。

また、認可保育施設の設定は、人口及び就学前児童数の状況並びに周辺の開発状況、交通利便性等の地域の現状、近隣の保育所等の配置状況や入所状況、開設可能時期などを考慮し、総合的に判断します。

2 保育施設の設定について

(1) 設置主体について

富士見市における私立認可保育施設の設定主体は、原則として社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO等の法人格を有し、「埼玉県保育所設置認可基準」に定める審査基準を満たすものとなります。

(2) 事業者の要件

ア ご提案時に認可保育施設の運営実績が3年以上ある保育事業者とします。

イ 既存施設の視察を行う必要があるため、東京都、埼玉県、千葉県内での運営実績が望ましいです。

(3) 遵守すべき基準について（設備関係）

保育所の認可に当たっては、以下の法令、条例及び関係規程の基準を満たすことが必要となります。なお、以下に掲げた法令、条例及び関係規程が全てではないのでご注意ください。

- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
- ・埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ・建築基準法及び関係法令
- ・消防法及び関係法令

(4) 定員について

保育所・認定こども園：保育定員 60 人以上が望ましいですが、別途協議に応じます。
小規模保育施設：19 人が望ましいですが、別途協議に応じます。

(5) 開設時期について

令和 9 年 4 月 1 日までの開設が望ましいです。

(6) 留意事項

- ア 保育所の提案に当たっては、(3)に掲げる法令等を遵守し、整備を行うことができるかどうか、慎重に検討の上、確認及び相談をしてください。
- イ 保育室は、1 階に設けることが望ましいですが、2 階以上の階に設ける場合は、一定の要件を満たす必要がありますので、関係法令等に十分留意してください。
- ウ 各保育室の有効面積は必要面積に余裕を持たせてください。
- エ 当該物件に係る検査済証等の必要書類が全てそろっていることを確認してください。
- オ 本市での運営実績がない場合は、必要に応じて既存施設の視察等により運営状況を確認させていただきます。
- カ 園庭が確保できない場合は、代替園庭を確保してください（原則徒歩 5 分圏内）。
- キ 水遊びができるスペース、駐輪スペース（定員の 1 割程度）、バギー置場（0、1 歳児の定員程度）、及び避難車置き場を確保してください。
- ク 物件をご提案いただいた後で、オーナーやテナントに反対されることが多いため、あらかじめオーナー等の意向を確認してからご提案願います。
- ケ 施設の整備及び施設の運営を円滑に進めるためには、周辺住民の理解と協力が必要となりますので、あらかじめ保育所開設を周知して、説明会を開催するなど理解と同意を得るように努めてください。
- コ 小規模保育施設の場合、3 歳児以降の連携施設を事前に調整し設定してください。

3 保育所の運営

(1) 職員配置

- ア 国通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」（常に最新）に定める職員配置を満たした上で、原則として「富士見市基準」を遵守するようにしてください（別添資料「保育所職員配置一覧（富士見市基準）」を参照）。
- イ 職員の経験年数のバランスに配慮してください。施設長については、認可保育所での経験年数がおおむね 10 年程度あり、施設長の経験があることが望ましいですが、少なくとも主任を複数年経験している職員としてください。また、基準保育士については、認

可保育所での経験年数が少なくとも平均して5年程度になるようにしてください。

(2) 開所日

開所日は、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く毎日となります。

(3) 開所時間

開所時間は、7時00分から19時00分まで（7時00分から7時30分まで、18時30分から19時00分までは延長時間として設定）を基本とします。

(4) 保育所運営費

ア 市からお支払いする運営費は、人件費及び事業費となっており、保育所の定員規模や入所児童の年齢区分等により保育単価が異なります。

イ 保育所の会計は、株式会社であっても、「社会福祉法人会計基準(平成28年3月31日厚生労働省令第79号)」に従い、処理を行ってください。

ウ 運営費の使途については、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（平成27年9月3日府子本第254号・雇児発0903第6号）」に従ってください。

(5) 市からの指導助言

市が行う保育内容等に関する指導助言を積極的に受け入れ、その指導助言に対する改善を図ってください。

4 保育所の施設整備に係る補助制度

施設整備を行う場合に予算の範囲内での補助が可能な場合があります。補助内容については保育課保育係までお問い合わせください。

富士見市子ども未来部

保育課保育係

電話：049-252-7105

【参考】保育所職員配置一覧（富士見市基準）

保育所・認定こども園のみ

	富士見市基準	【参考】国基準
0歳児	児童3人につき1人	児童3人につき1人
1歳児	児童4人につき1人	児童6人につき1人
2歳児	児童6人につき1人	児童6人につき1人
3歳児	児童13人までにつき1人、児童が14人から22人までにつき2人、児童が23人以上の部分については児童20人につき1人	児童15人につき1人
4歳児	児童18人までにつき1人、児童が19人から25人までにつき2人、児童が26人以上の部分については児童30人につき1人	児童25人につき1人
5歳児	児童25人までにつき1人、児童26人以上の部分については児童30人につき1人	児童25人につき1人

※小規模保育施設については国基準